防装庁(事)第６４８号
３１．１．１０

大臣官房長
各　局　長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
（公印省略）

防衛生産・技術基盤の維持・強化に関するサプライチェーン検討チームの設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

別紙

防衛生産・技術基盤の維持・強化に関するサプライチェーン検討チーム設置要綱

（検討チームの設置）

第１　防衛装備品の生産・技術基盤を維持・強化し、今後とも防衛装備品のサプライチェーンを維持するために必要な施策について、組織横断的な検討を行う体制を整備するため、防衛省に防衛生産・技術基盤の維持・強化に関するサプライチェーン検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置く。

（検討チームの構成）

第２　検討チームの構成は、次のとおりとする。

（１）検討チーム長　防衛大臣の指名する防衛大臣政務官

（２）検討チーム員　防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁装備政策部長
防衛装備庁プロジェクト管理部長
防衛装備庁技術戦略部長

（検討チームの運営）

第３　検討チーム長は、検討チームを招集し、事務を掌理する。

２　検討チーム長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

（作業チームの設置及び構成）

第４　検討チームにおける検討に必要な作業を行うため、検討チームの下に、防衛生産・技術基盤の維持・強化に関する作業チーム（以下「作業チーム」という。）を置く。

２　作業チームの構成は、次のとおりとする。

（１）作業チーム長　防衛装備庁長官官房審議官

（２）副作業チーム長　防衛装備庁装備政策部装備政策課長

（３）作業チーム員　防衛装備庁装備政策部長の指名する者
防衛装備庁プロジェクト管理部長の指名する者
防衛装備庁技術戦略部長の指名する者

（作業チームの運営）

第５　作業チーム長は、作業チームを招集し、作業チームの事務を総括整理する。

２　副作業チーム長は、作業チーム長の職務を助け、作業チーム長が不在の場合、その職務を代行する。

３　検討チーム長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

（関係部局の協力）

第６　関係部局は、検討チーム長又は作業チーム長から関係職員の出席、資料の提出その他の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（部外有識者の招へい）

第７　検討チーム長又は作業チーム長は、必要があると認めるときは、部外有識者を検討チーム又は作業チームに招へいすることができる。

（庶務）

第８　検討チーム及び作業チームに関する庶務は、防衛装備庁装備政策部装備政策課において処理する。

（委任規定）

第９　この要綱に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は検討チーム長が、作業チームの運営に関し必要な事項は作業チーム長がそれぞれ定める。